

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 7 月 22 日

金 曜 日

第 4083 号

## 目 次

<b>告 示</b>		
○港湾施設の利用料金の額		1
<b>公 告</b>		
○県営土地改良事業の工事の完了		2
○土地改良事業の工事の完了		
○土地改良区の役員の退任		
○開発行為の工事完了		3
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施		
○基本測量の実施		7
○公共測量の実施		
○都市計画の変更案の縦覧		8

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第353号

港湾施設の利用料金の額について

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）別表第10の知事が定める額は、次のとおりとし、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第48号）の施行の日から施行する。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

港名	地区名	名称	附属設備	単位		金額
伏木富山港	新湊	新湊マリーナ管理棟	ロッカー バーベキュー設備	月額	1 個につき	1, 200円
				利用時間 2 時間 まで	1 卓につき	4, 000円
				超過時間 1 時間	1 卓につき	2, 000円

備考 利用時間 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

(港 湾 課)

## 公 告

## 県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成28年 7 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
八口地区	農業用河川工作物応急対策事業	平成28年 3 月11日
金屋本江地区	経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）	平成28年 3 月23日
地崎地区	経営体育成基盤整備事業（ほ場整備型）	平成28年 3 月25日

## 土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 2 項の規定により公告する。

平成28年 7 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
高岡市土地改良区	同 左	吉住地区	団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金基盤整備（農業用排水施設）	平成28年 3 月31日

## 土地改良区の役員の退任

福野町土地改良区の役員であった次の者が平成27年 2 月27日退任した旨届出があ

ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所  
理 事 新 谷 一 明 南砺市本江 205番地

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市若杉71番 1			射水市若杉82番地	大倉 英治
下新川郡朝日町泊新48番、49番、50番、51番及び52番	同 左	道路 緑地	下新川郡朝日町道下 1133番地	朝日町長
南砺市百町 115番及び 116番			南砺市百町 114番地	今井重機建設 株式会社

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
マイクロフォーカスX線CT装置 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成29年3月7日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第151号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第151号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年7月22日から同年8月25日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月2日 午後1時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成28年9月1日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成28年9月16日 午後1時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

(5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Microfocus X-ray CT System, 1 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 1, 2016
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

## 基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

### 2 作業期間

平成28年 8 月 26 日から平成28年11月30日まで

### 3 作業地域

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、砺波市、南砺市、射水市

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規

定により、国土交通省立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成28年 7 月 19日から平成29年 1 月 31日まで

3 作業地域

富山市（一部）、立山町（一部）

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成28年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）小矢部都市計画道路

（名称） 3・4・6号 石動駅本線

3・4・23号 駅南中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

小矢部市石動町

ただし、別紙図面表示のとおり。



3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年7月22日から平成28年8月5日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

小矢部市産業建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

---

